

審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第63条第7項
処 分 の 概 要：故障車両の整備確認
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め：道路運送車両法の保安基準
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：警察署交通課
問 合 せ 先：警察本部交通指導課（電話022-221-7171）又は警察署交通課
備 考：